

平成 29 年 4 月  
東京税関業務部

関係各位

ワシントン条約附属書表記の改定後におけるヒツジ関連貨物の輸出入について  
(お知らせの廃止)

本年 2 月 1 日付で経済産業省より周知のございました「ワシントン条約附属書表記の改定後におけるヒツジ関連貨物の輸出入について」を廃止する旨、経済産業省の周知がございましたのでお知らせいたします。

**【添付資料】**

「お知らせ・ワシントン条約附属書表記の改定後におけるヒツジ関連貨物の輸出入について」の廃止について

**【経済産業省 問合せ先】** 貿易経済協力局 貿易管理部 野生動植物貿易審査室  
(電話：03-3501-1723)

**【担当部門】** 輸入：東京税関業務部通関総括第 2 部門  
(電話：03-3599-6338)  
輸出：東京税関業務部通関総括第 4 部門  
(電話：03-3599-6341)

平成29年4月6日

「お知らせ・ワシントン条約附属書表記の改定後におけるヒツジ関連貨物の輸出入について」の廃止について

第17回ワシントン条約締約国会合において同条約附属書の改定が決定され、平成29年1月2日に効力が発生しています。ヒツジ類（*Ovis aries*）に関する同条約附属書の表記が改定されたことに伴う通関における当面の取扱いを平成29年2月1日付「お知らせ・ワシントン条約附属書表記の改定に伴うヒツジ関連貨物の輸出入について」にてお知らせしました。

その後のワシントン条約事務局や関係各国と協議を踏まえ、本年4月10日をもって当該お知らせは廃止致します。

このため、平成29年4月10日以降に輸出入申告が行われるヒツジ類（*Ovis aries*）及びその製品に係る通関手続きについては、上記2月1日付「お知らせ」で求められている輸出入申告の都度の確認書類の提出は不要となります。

今後においても飼育されたヒツジ（「*Ovis aries aries*」）及びこれを原料とした製品等は附属書Ⅱに係る規制の対象外ですが、野生のヒツジ及びこれを原料とした製品等で同条約附属書Ⅰ及び附属書Ⅱに該当する貨物については、従来どおり輸出入の規制の対象となります。

税関当局より当該貨物のワシントン条約該当の可否について問われた場合は、「飼育された個体由来であることがわかる書類」、または「学術名を記載した書類」を提示してください。これらの書類は輸出入者又は通関業者がインボイス等にその旨を付記したものであり差し支えありません。

**（本件に係る照会先）**

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室

電 話 03-3501-1723、FAX 03-3501-0997